

平成27年7月9日

## 姫路獨協大学公的研究費の使用に関する行動規範

最高管理責任者

大学における研究は、社会からの信頼とそれに基づいた負託によって支えられており、研究者は、公的研究費を使用するにあたり、この信頼と負託を損なうことなく、学術研究の公正性を担保しなければならない。このことを踏まえ、姫路獨協大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の使用に関する行動規範を次のとおり定める。本学の研究者及び事務職員等、公的研究費の運営・管理に関わるすべての者（以下、「研究者等」という。）は、この規範を誠実に実行しなければならない。

- 1 研究者等は、公的研究費は本学が管理する公的な資金であることを認識し、公正に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、公的研究費の使用に際して、関係法令や本学が定める規程及び使用ルール等を遵守しなければならない。
- 3 公的研究費の配分を受ける研究者は、研究計画に基づき、公的研究費を計画的、かつ適正に執行しなければならない。また、公的研究費の事務を担当する職員等は、研究者の研究活動の特性を理解し、公的研究費の事務処理を適正に行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互に連携し、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 調査に支障のある場合等、正当な事由のある場合を除き、研究者等は配分機関による当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に協力しなければならない。
- 6 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修会に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
- 7 研究者等は、公的研究費の使用にあたり、特定の取引業者との関係において、社会の疑惑や不信を招くことがないように行動しなければならない。

以上

